

和歌山県高等学校体育連盟卓球専門部会規約

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本部会は和歌山県高等学校体育連盟卓球専門部会と証称する。
第2条 本部会の事務局は原則として本部会委員長の所在校内に置く。

第2章 目的

- 第3条 本部会は県高体連規約の精神に基づき、卓球競技の健全な発展を図るを目的とする。

第3章 組織

- 第4条 本部会は県下高等学校卓球部設置校で組織する。
第5条 本部会は第3条の目的を達成するために下記事業を行う。
1. 専門部大会の開催（県大会及び全国・近畿大会の県予選）
2. 選手の技術向上のための研修
3. その他本部会の目的達成のための事業

第4章 役員

- 第6条 本部会は下記役員を置く
部長 1名 専門委員長 1名 副委員長 若干名 理事 若干名
会計 1名 書記 1名 会計監査 1名 技術向上委員 若干名
- 第7条 部長は本部会の代表としてこれを総裁する。
- 第8条 その他役員は卓球部設置校の代表者会議（顧問総会—以下総会と呼ぶ）により選出する。
- 第9条 役員は任期は2年とする。但し再任は妨げない。役員は任期満了後も後任者就任までその職務を行うものとする。補欠選出によって就任した役員は前任者の残任期間とする。
- 第10条 役員が任期途中で辞任を申し出たときは総会によりそれを決定する。

第5章 経理

- 第11条 本部会の経費は下記に掲げるものをもって支弁する。
1. 高体連専門部費（一般会計）
2. 委託金（特別会計）
3. 各校運営分担金
4. 寄付金・その他の収入
- 第12条 本部会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第13条 本部会の予算及び決算は毎年総会の承認を得るものとする。但し決算については会計監査を受けるものとする。

第6章 会議

- 第14条 会議は総会及び理事会とし、部長がこれを招集する。総会は各校1名の顧問をもって構成し、会務運営の最高の議決機関である。
- 第15条 総会は毎年度はじめにこれを召集し、予算、決算、行事計画等の主要事項を審議決定する。
- 第16条 総会は原則として各校1名の顧問が出席しなければならない。但し、正式の委任状をもった代表の出席を認める。
- 第17条 総会及び理事会は年度始めのほか、必要に応じて随時開催できる。
- 第18条 緊急を要する場合は理事会が代行し、次の総会で事後承諾を求めることができる。
- 第19条 会議は構成員の過半数の出席で成立する。議題の議決は過半数で決定する。
- 第20条 抽選会においては各学校のチーム代表の出席を認める。

第7章 改正

- 第21条 本規約の改正は総会の3分の2以上の賛成によって成立する。

第8章 付則

- 運営に関する細則については別にこれを定める。
この規約は昭和43年4月1日より実施する。
この規約は平成22年4月1日より一部改正実施する。